

# 令和3年第11回玉名市農業委員会総会議事録

令和3年10月5日（火）午後2時 玉名市役所 4階 第2委員会室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番	下川 安	2番	高田 優子	3番	村上 孝夫	5番	坂本 正敏
6番	土田 健一	7番	田端 末雄	8番	本田多美子	9番	岡村 栄一
10番	澤村 哲志	11番	木村 昌治	12番	西本賢二郎	13番	中島 浩輔
14番	徳井 勝美	15番	境 浩之	16番	高島 尚	17番	中山 一久
18番	田上 靖晃	19番	丸山 和則				

2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

4番 岡田 正治

3. 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推1	水本 信之	推2	梅田政次郎	推3	田中 正通	推4	小山 包昭
推5	安田 謙二	推6	縄田伊知郎	推7	船津 和利	推8	上田 龍介
推9	平野 雅久	推10	嶋田 裕一	推11	柴尾 覚	推12	高本 昌揮
推13	宮永 義一	推15	大家 泉	推16	園田 勝義	推17	永田 眞一
推18	後藤 雄一	推19	坂門 聡一				

4. 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推14 東 直幸

5. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長	小山 博	次長	宮本真由美	係長	松倉 司	参事	安田志津子
主任	大原 三和						

6. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

## 議 題

第41号 農地法第3条の規定による許可申請について  
第42号 農地法第5条の規定による許可申請について  
第43号 農用地利用集積計画の決定について

## 報 告

第26号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）  
第27号 農地の形状変更届について  
第28号 許可不要転用届について  
第29号 許可書返納届について

## 1. 開 会

○事務局長（小山 博君） それでは、ただいまから、開会いたします。

本日は、農業委員 19 名のうち 4 番、岡田委員から欠席の届出があっており 18 名の御出席、農地利用最適化推進委員 19 名のうち、1 名、東推進委員がまだ連絡が取れておりませんが、18 名の御出席であります。

玉名市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、会議は成立しておりますので、ただいまから令和 3 年第 11 回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

## 2. 会長挨拶

○事務局長（小山 博君） まず、下川会長より御挨拶をいただきまして、引き続き、会議規則第 5 条の規定により、議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○会長（下川 安君） それでは改めまして、皆さん、こんにちは。

今日は、令和 3 年の 11 回の農業委員会総会ということでお集まりをいただきまして誠にありがとうございました。10 月に入りまして朝夕は大分気温も過ごしやすい季節になりましたけれども、昼間は 30 度越えるような暑さが続いております。そんな中で 10 月になりますと本格的に稲刈りも始まりますので、皆さん体調を整えられて、仕事に励んでいただければと思います。

先ほど局長のほうからありましたけれども、コロナも大分落ち着いてまいりました。これで終息すればいいなというふうに思いますけれども、そういうこともなかなかできないのだろうと思いますけれども、今日は農地利用最適化推進委員さんにも御出席をいただいております。農業委員さんと推進委員さんと一緒になった通常の総会が開けまして、本当にたいへんうれしく思っております。コロナがそういうことで落ち着いたということですので、次の感染拡大につながらないように皆さんとともに気をつけていけたらというふうに思います。

今日は、2 つほど話があつて、皆さんも御承知のとおりですけれども、9 月に熊日新聞に米価の話が出ていました。2 年連続で下がるというような記事も出ていました。コロナの影響で消費の需要が伸びないというようなこと、それから前の年の在庫が残っているということで、今年の JA さんの対象米仮渡金が、ちょっと昨日耳にしたんですけど 1 万円ちょっとぐらいというような話もありました。農家にとりましてはなかなか厳しい状況が 2 年ほど続いているということです。それでまた、今年もコロナの影響があるので、その需要もなかなか伸びないんで、来年の在庫もどうなるのかなというふうなことも思っていますので、皆さん方には本当に大規模に米の生産をされている方もいらっしゃると思いますので、そんなところ非常に心配があるということです。農業委員会、農家の皆さんの組織でありますので、こんな

状況が続けば農業委員会としても何か上に向かって何か意見を述べるとか、そういうことも考えなきゃいけないんじゃないかなということも思っておりますので、そういったときは皆さんよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それからもう一つは、農業者年金の話です。9月17日に熊本農業者年金加入促進特別研修というのがありまして、菊南温泉でありました。玉名市の農業委員会が令和2年度において、新規加入の女性部門で8人の方が新たに加入され、全国7位ということで表彰をいただいてまいりました。27日の日に年金の推進委員さんの研修があったというふうなことも聞いてますけれども、前任の農業委員さんで農業者年金の推進に本当に寄与していただきまして感謝申し上げる次第です。資料によると玉名市の加入者の状況としては、基幹的な農業従事者1,360人の方がいらっしゃるということで、そのうち加入されている方が265人ということで、19.5%の方が加入されているということです。県の平均が16.9%ということで、それは上回っておりますけれども、この制度、農業者の皆さんの老後の生活を考えた場合、なかなかよい制度というふうに思っておりますので、今後ともいろんな場面でPRしていかねばならないかなというふうに思います。農業委員さんの中にも認定農業者の会長さんもいらっしゃいますので、それにそって連携しながらPRをしていくのが大事かなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしておきます。

そういうことで、皆さん今後ともいろんなことについて、皆さんと御相談しながら進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げまして、議事のほうに入りたいと思います。よろしくお願ひします。

-----○-----

### 3. 議事録署名委員指名

○議長（下川 安君） それでは早速、議事のほうに入りたいと思います。着座にて進行させていただきます。

本日は、第41号から43号まで47件の議案審議と、第26号から29号まで15件の報告があります。皆様方の慎重なる御審議をよろしくお願ひします。

また、本日の議事録署名につきましては、委員番号8番本田多美子委員と9番岡村栄一委員をお願いをいたします。

それから、発言の際は、委員番号または推進委員番号と御氏名を述べた上で発言されますようお願いを申し上げます。

-----○-----

### 4. 議 事

○議長（下川 安君） はじめに、議第41号農地法第3条の規定による許可申請につ

いてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。

はじめに、議第41号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

議案1ページをお願いいたします。

議第41号農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転及び使用収益権設定許可申請について許可するものとする。令和3年10月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、滑石の申請人で、滑石の田1,063㎡を、農業者年金再設定のため、使用貸借権を設定するものです。

2番、岱明町と玉名郡長洲町の申請人で、滑石の田962㎡を農業廃止と規模拡大のため売買するものです。

3番、伊倉北方と大浜町の申請人で、伊倉北方の田6,965㎡を、労力不足と新規就農のために賃貸借契約を設定するものです。

2ページをお願いいたします。

4番、熊本市中央区と大浜町の申請人で、大浜町の田435㎡を、耕作不便と規模拡大のため売買するものです。

5番、大浜町の申請人で、大浜町の田200㎡を、耕作不便と規模拡大のため売買するものです。

6番、熊本市東区と大浜町の申請人で、大浜町の田980㎡を、農業廃止と規模拡大のため売買するものです。

7番、中坂門田と熊本市中央区の申請人で、中坂門田の田275㎡外1筆、計1,322㎡を、経営縮小と経営拡張のため売買するものです。

8番、中坂門田と熊本市中央区の申請人で、中坂門田の田906㎡を、経営縮小と経営拡張のため売買するものです。

3ページをお願いします。

9番、大浜町と石貫の申請人で、大浜町の田1,073㎡外1筆、計1,891㎡を、相手方の要望と経営拡張のため使用貸借権を設定するものです。議第41号10番と関連しております。

10番、石貫の申請人で、石貫の田429㎡を、相手方の要望と経営拡張のため売買するものです。議第41号9番と関連しております。

11番、石貫の申請人で、石貫の畑856㎡を、相手方の要望と隣接地取得のため売買するものです。

12番、福岡県筑後市と玉名郡南関町の申請人で、箱谷の畑3,651㎡を、耕作不能と経営拡張のため売買するものです。議第41号13番、14番、15番と関連しております。

13番、福岡県筑後市と玉名郡南関町の申請人で、箱谷の畑4,806㎡を、耕作不能と経営拡張のため売買するものです。議第41号12番、14番、15番と関連しております。

4ページをお願いいたします。

14番、福岡県久留米市と玉名郡南関町の申請人で、箱谷の畑4,285㎡を、耕作不能と経営拡張のため売買するものです。議第41号12番、13番、15番と関連しております。

15番、埼玉県新座市と玉名郡南関町の申請人で、箱谷の畑2,313㎡外1筆、計5,547㎡を、を、耕作不能と経営拡張のため売買するものです。議第41号12番、13番、14番と関連しております。

16番、滑石と岱明町の申請人で、滑石の田569㎡を、労力不足と規模拡大のため賃貸借契約を設定するものです。

17番、横島町の申請人で、横島町横島の田505㎡を、労力不足と小作地取得のため売買するものです。

18番、横島町の申請人で、横島町大園の樹園地606㎡を、労力不足と経営拡張のため売買するものです。

5ページをお願いします。

19番、片諏訪と横島町の申請人で、伊倉南方の田1,167㎡を、相手方の要望と新規就農のため賃貸借契約を設定するものです。議第41号20番、21番と関連しております。

20番、横島町の申請人で、横島町横島の田2,390㎡外一筆、計3,221㎡を、相手方の要望と新規就農のため使用貸借権を設定するものです。議第41号19番、21番と関連しております。

21番、横島町の申請人で、横島町横島の田868㎡を、親戚へ贈与するものです。議第41号19番、20番と関連しております。

22番、横島町の申請人で、横島町横島の田2,207㎡を、子へ贈与するものです。

以上22件、合計43,441㎡につきまして、農地法第3条第1項各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がないこと、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。去る9月30日及び10月1日に地元委員同道のうえ現

地調査も行っております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番から22番まで順に担当委員の説明をお願いします。また、連続して説明される場合は、続けてお願いします。

それでは、1番、2番は同じ委員さんですので、続けてよろしく申し上げます。

○推2番（梅田政次郎君） 推進委員2番、梅田です。

議第41号の1番、申請農地は使用貸人が父、使用借人が子の親子間の使用貸し借りを希望する農地です。農業者年金再設定のため許可相当と認めます。以上です。

議第41号の2番、申請農地は農業廃止の譲渡人から、規模拡大する譲受人へ売買希望の農地です。譲渡人の農業廃止により、農業者の譲受人へ売買するもので、譲受人の下限面積要件も満たしており許可相当と認めます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。続きまして、3番から6番まで同じ委員さんみたいですので、続けて説明をよろしくお願いいたします。

○5番（坂本正敏君） 農業委員5番、坂本です。3番から6番の議案について説明します。

申請農地は賃貸人が労力不足、賃借人が新規就農による賃貸借希望の農地で、先月9月の総会で保留になっていた案件です。改めて賃借人の今後の就農について話したところ、当初予定している農地で頑張っってイチゴを作っっていくながら、付近で経営面積の拡張も考えているとのことでした。今回の申請農地が5反以上のため、下限面積要件を満たしており許可相当と認めます。以上です。

続きまして、4番、5番の議案について説明します。申請農地は4番、5番ともそれぞれ耕作不便の譲渡人から規模拡大する同じ譲受人への売買希望農地です。4番の譲渡人は玉名市外に在住で、耕作不便の農地を、また、5番の譲渡人は大規模農家には面積が狭く耕作不便な農地をそれぞれ同じ譲受人に売買するものです。譲受人の下限面積要件も満たすため許可相当と認めます。以上です。

続きまして、6番。申請農地は農業廃止の譲渡人から規模拡大する譲受人への売買希望の農地です。譲渡人の農業廃止により、農業者の譲受人へ売買するもので、譲受人の下限面積要件も満たしており許可相当と認めます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。続きまして、7番、8番は同じ委員さんなので続けて説明をよろしく申し上げます。

○8番（本田多美子君） 8番、本田です。7番、8番の案件について一括説明します。

申請農地は労力不足の譲渡人から、経営拡張する譲受人への売買希望の農地です。先日、現地を見てきたところ、7番、8番は隣接地で、共に数十年前より耕作

放棄地になっており雑木林の状態でした。譲受人はこの農地を重機等で伐採整備した後、盛土などを行い、里芋などの野菜づくりをしたいとの希望でした。また、譲受人は熊本市在住ですが、この土地の出身者で畑もこの土地に何枚もありブドウなども作っておられます。下限面積要件も満たしており許可相当と認めます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。続きまして、9番から15番につきましても同じ委員さんですので、続けて説明のほうよろしくお願ひします。

○10番（澤村哲志君） 農業委員番号10番、澤村です。

9番の案件について説明いたします。使用借人は経営拡張、使用貸人は相手方の要望です。下限面積も満たしておられますので、許可相当と思います。御審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

10番の案件について説明します。申請地は県道八女線の廣福寺橋を渡り、北西へ1kmぐらいの場所です。譲受人は以前から申請地を家庭で使う野菜などをつくるため借りておられました。今回、譲受人の家から近く、譲渡人と譲受人の話し合いで売買となり、今回の申請をされました。以上、現地調査した結果、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

11番の案件を説明いたします。申請地は県道八女線の廣福寺橋を渡り、北西へ約1.3kmぐらいの場所です。譲渡人は会社勤めで、畑を管理するのはできないため、隣接する譲受人へ売買することです。下限面積も満たしており、現地調査の結果、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

12番、13番、14番、15番の案件について説明いたします。申請地は、県道八女線の箱谷入り口より約2kmぐらいの場所です。譲渡人は申請地に銀杏を栽培されておりましたが、高齢のため栽培・管理ができないための申請です。面積は合計1万8,289㎡の1枚の畑です。銀杏畑となっています。譲受人は下限面積も満たされており、現地調査の結果、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。続きまして、16番の案件について説明をお願いいたします。

○13番（中島浩輔君） 農業委員13番、中島です。16番の案件について説明いたします。

申請は賃貸借権の設定についてです。貸人は労力不足、借人は規模拡大で、下限面積も満たされており、10年間の契約です。許可相当と思います。問題ないものと思いますが、審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。続きまして、17番から21番については同じ委員さんですので、続けて説明をお願いいたします。

○2番（高田優子君） 農業委員2番、高田です。

17番の案件について御説明いたします。申請地は、労力不足の譲渡人から、小作者の譲受人への売買希望の農地です。譲渡人は高齢で農業従事が難しいため、譲受人が小作地を取得するもので、下限面積要件も満たしておりますので、許可相当と思います。以上です。

続きまして、18番の案件について御説明いたします。この申請地も労力不足の譲渡人から経営拡張する譲受人への売買希望の農地です。譲渡人は農業に従事していないため、農業者の譲受人へ売買するもので、下限面積も満たしておりますので許可相当と認めます。以上です。

続きまして、案件の19、20、21の説明を申し上げます。19番と20番の申請農地は同一の賃借人、使用借人の要望により、貸借希望の農地です。また、21番の申請農地は、親戚から19番の案件、20番の案件と同一の譲受人への贈与とされる農地です。借人、貸人及び譲受人は、経営面積がゼロのため新規就農となっておりますが、これまでの農業作業の経験は十分あり、直売所やスーパーなどにおける農作物販売の実績があることから、新規就農審査会は割愛いたしております。19番から21番までの今回の申請農地が5,256㎡となり、下限面積要件も十分満たしておりますので、許可相当と認めます。説明は以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。続きまして、22番の説明をよろしく申し上げます。

○推16番（園田勝義君） 推進番号16番、園田です。

議第41号22番、申請農地は譲渡人の父から譲受人の子へ贈与希望の農地です。譲受人の下限面積も満たすため、許可相当と認めます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。3条申請22件につきまして、担当委員の説明が終わりましたが、皆さんから御意見、御質問はありませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問もないようですので、採決に移りたいと思います。

議第41号農地法第3条の規定による許可申請について原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をお願いします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。採決の結果、異議なしと認め、



議第41号につきましては、許可することに決定をいたしました。

次に、議第42号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。申請件数は9件です。

議第42号には、受付番号1番に顛末書、同じく7番に始末書が提出されておりますので、担当委員の説明の前に、事務局の担当者より顛末書または始末書を読み上げます。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。6ページをお願いします。

議第42号農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和3年10月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が中の畑505㎡で、転用目的はドッグラン場です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が立願寺の畑527㎡で、転用目的は駐車場です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が六田の田405㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。報告第29号1番と関連しております。

7ページをお願いします。

4番、申請物件が六田の田494㎡で、転用目的は共同住宅1棟です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。報告第29号2番と関連しております。

5番、申請物件が片諏訪の畑834㎡で、転用目的は農家住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

6番、申請物件が片諏訪の畑338㎡外1筆、計338.4㎡で、転用目的は個人住宅及び公衆用道路です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

7番、申請物件が石貫の畑37㎡で転用目的は、道路拡幅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

8番、申請物件が三ツ川の田19㎡外5筆、計1,043.2㎡で、転用目的は、工業団地への進入道路です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産

性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

8ページをお願いします。

9番、申請物件が岱明町上の畑282㎡外1筆、計610㎡で、転用目的は、個人住宅及び資材置場です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

以上9件、合計4,793.6㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。去る9月30日及び10月1日に地元委員同道のうえ、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりました。ここで受付番号1番の顛末書を事務局担当者の松倉係長が読み上げます。お願いします。

○係長（松倉 司君） — 1番の案件について顛末書朗読 —

○議長（下川 安君） ただいま、受付番号1番の顛末書が読み上げられましたので、受付番号1番から6番まで、順に担当委員の説明をお願いしたいと思います。また、連続して説明される場合は、続けてお願いをいたします。

それでは、1番から4番まで同じ委員さんなのでよろしくお願いします。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。1番から4番の案件について説明いたします。

まず、1番。場所が玉名高校西側500mぐらい。転用目的はペットのドッグラン場、転用面積は505㎡、転用計画者は動物愛護のための慈善活動を目的とした法人であって、近隣のペットを飼っている人のドッグラン場として開放することを目的としています。給排水計画は、雨水は申請地の雨水弁から南側側溝に排出する。ドッグランでの糞尿の処理はペットを持ち込んだ人に責任をもってもらうので糞の被害が及ぶことはない。現地調査の結果、許可相当と判断します。

2番目、場所は元栄屋の北側30m、事業目的は店舗の駐車場、現在4台の駐車収容では不足しているので10台ほどの駐車スペースを増設したい。事業面積は527㎡、給水計画はなし、雨水は自然浸透、大雨の時は西側水路に傾斜をつけて排水する。周りに農地もなく、被害が発生することもない。現在ある土地を少し削り進入口が低いので少し高める。駐車場は盛土はしないが砂利を敷き詰める。現地調査の結果、許可相当と判断いたします。

3番目、場所は専修大学玉名高校の東側200mぐらいのところ。事業目

的は個人住宅、現在、高瀬と天水で介護施設を経営しており、近い将来玉名地区に増床の予定です。勤務形態が不規則なため住居を玉名に移したくて土地を探していた。事業面積は405㎡、平屋建て、床面積150.3㎡、施工面積165.75㎡、ほか駐車場4台分です。給排水計画は市上下水道を使用、雨水は南側側溝に接続排水、汚水、生活雑排水は市下水道に接続排水、土地の造成はしない。現地調査の結果、許可相当と判断しました。

4番目の案件について説明いたします。場所は鮮ど市場南西側100mぐらい、事業目的はアパート1棟6部屋です。転用面積は494㎡、申請地は北側に市道が通っており、周囲には店舗、住宅地があり、アパートの建築には最適な場所と思います。軽量鉄筋造、亜鉛メッキ鋼板瓦、2階建て、1階床面積が145.24㎡、2階床面積が145.24㎡、駐車場6台分、給排水計画は上水道を使用、雨水は給水弁を設置し、北側側溝に接続排水、汚水、生活雑排水は北側道路の市下水道に接続排水、土地の造成は行わないが東、西、南側の境界はブロック3段の上にフェンスを設置し、隣接地への土砂や雨水の流出を防ぐ。現地調査の結果、許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。続きまして5番、6番につきましても同じ委員さんですので、説明をよろしく願いをいたします。5番からお願いします。

○7番（田端末雄君） 農業委員7番の田端です。5番、6番の案件について説明します。

5番の申請地は、伊倉小学校より南へ約300mのところにある834㎡の畑です。申請人は、ここに農家住宅の建設を計画しているものです。今現在住んでいる家を実習生の寮にして、この場所に農家住宅を建設するとのこと。住宅と農業用倉庫の建設の場合、敷地面積は許可範囲内です。申請地の周辺は、北側はミカン畑で境界にはブロックを積み、その上にフェンスを立て、境界から2m引いて平屋の住宅を建て、東側に農業用倉庫を建てる計画です。南側、西側は道路で、道路からの高さが約2m近く石垣が積まれております。高さのために道路側はセットバックが必要なため、石垣付近には家庭菜園を作るとのことです。給水は敷地内にボーリングをして給水し、生活排水等は合併浄化槽を設置して西側排水溝へ放流すとのこと。現地調査の結果、特に問題ないと思いますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続いて6番の案件について説明します。申請地はJA南総合支所より南へ約150mのところにある338.4㎡の畑です。申請人はここに個人住宅木造平屋を建築計画しているものです。申請地の周辺は、住宅地に囲まれており、北側は道路、

南、西、東側は住宅地です。南側、西側は、現在、1.5mの段差があり、ブロック積みで境界を仕切られておりますが、ブロックの強度がちょっと不安なために、L型擁壁に取替工事をするとのことです。給水は上水道、生活排水は合併浄化槽にて処理し、北側通路排水溝へ放流する。雨水は集水枡に集水し、北側側溝に放流するとのこと。以上、現地調査の結果、何ら問題ないと思いますが、御審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。ただいま1番から6番までにつきまして担当委員の説明が終わりました。

次の7番につきましては、始末書が提出されておりますので、事務局担当者の松倉係長が読み上げます。お願いします。

○係長（松倉 司君） — 7番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） 今、7番の始末書が読み上げられましたので、引き続きまして、受付番号7番から9番まで担当委員の説明をお願いします。7番、8番については同じ委員さんですので、続けてお願いいたします。

○10番（澤村哲志君） 農業委員10番、澤村です。7番の案件について説明いたします。

申請地は県道八女線虎取橋渡って西へ約1kmぐらいの場所です。申請地は計画者の宅地の北側にあり、市道から既存の通路は隣接する所有者の宅地の一部を長年進入路として使用していましたが、なにぶん幅が狭く、隣接者との協議が整いましたので、そのことから今回の計画に及んだ次第とのこと。転用面積37㎡で、現在は擁壁、道路コンクリート舗装など工事が終わっています。給排水計画は、道路ですではありません。転用によって、万が一周辺に被害等が生じた場合は、転用者が責任をもって対応するとのことでした。以上、現地調査した結果、特に問題ないと思っておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

8番の案件について御説明いたします。申請地は県道八女線の石貫小学校より北へ約1kmぐらいの東側です。申請者は本申請地の東側隣接地において三ツ川工業団地の建設計画を進めているが、その工場団地計画には、県道玉名八女線から乗り入れ道路の建設が必要なため、その道路の随一の新設道路用地として、また、給水ポンプ施設の設置場所や安全確保のスペース平地の確保などのため、本申請地を選定し購入するとのことでした。事業面積は1043.2㎡で、本申請地は西側県道より東へ約10m幅員の道路を新設するとのこと。給排水計画では、玉名市上水道本管を新設道路の敷地内に埋設するが、申請地では給水の必要性はない。雨水、生活雑排水、汚水、それぞれの処理は、雨水は申請地の西側の道路へU字溝を経由し、南側の水路へ放流するとのこと。生活雑排水並び汚水は発生しない。

造成中の被害防除は、工事中において道路上の飛散した土などを掃除作業員を配置して、常に道路掃除を行うとともに、雨天の時は作業を中止するとのことです。以上、現地調査した結果、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。続きまして、9番について担当委員の説明を求めます。

○11番（木村昌治君） 農業委員11番、木村です。9番の案件について説明します。

申請地は睦合上区の元国道208号線にある木下石油、HONDAカーズの裏通りから南へ約200mぐらい行ったところの農地です。申請地の周辺は北側住宅地でブロック塀での境界となっています。南側は農地で1mほど高くなっており、境界ののり面はそのまま利用となります。西側は雑木林で、東側が道路となっています。転用面積は282㎡と328㎡の2筆で、合計610㎡です。土地は平坦であることから造成工事を行う予定はないとのことです。道路より北側の入り口に平屋建て住宅1棟、その横に車3台分の駐車場、奥に資材置場として計画されています。給排水の計画については、給水は上水道より引き込み、生活雑排水、汚水については合併浄化槽を用いて、東側道路に設置されている側溝に流し、また、雨水については自然吸収させるほか、集水枡を設置し、同じく側溝に流すこととなります。万が一周辺農地に被害が生じた場合及び生じる恐れがあるときは、譲受人が責任をもって対処するとのことです。以上、現地調査した結果、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。5条申請の9件につきまして、担当委員の説明が終わりましたが、皆さんのほうから御意見や御質問はありませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問もないようですので、採決に移りたいというふうに思います。

議第42号農地法第5条の規定による許可申請について、原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第42号につきましては、許可をすることに決定いたしました。

続きまして、議第43号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。申請件数は、16件です。

事務局のほうから説明をお願いいたします

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。9ページをお願いいたします。

議第43号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。令和3年10月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

10ページから11ページの総括表、12ページから13ページまでの集計表のとおり、玉名市長より意見を求められております。

今回、所有権移転が5件、11,867㎡、利用権設定が8件、19,565㎡、合計13件31,432㎡の集積で、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

事務局の説明が終わりましたがけれども、皆さんのほうから御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問もないようですので採決に移りたいと思います。

議第43号農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。採決の結果、異議なしと認め、議第43号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

-----○-----

## 5. 報 告

○議長（下川 安君） 次に、報告に移ります。

報告第26号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について、報告第27号農地の形状変更届について、報告第28号許可不要転用届について、報告第29号許可書返納届について、事務局より併せて報告をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局の小山です。14ページをお願いいたします。

報告第26号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。令和3年10月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回、14ページから16ページまでの10件、合計20,638㎡の解約通知を受理しております。

続きまして、17ページをお願いします。

報告第27号農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありました

ので報告します。令和3年10月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回、2件、2,517㎡の届出を受理しております。

18ページをお願いします。

報告第28号許可不要転用届について。下記のとおり許可不要転用届を受理したので報告します。令和3年10月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回、1件、携帯電話無線基地局設置のためとする許可不要転用届出を受理しております。

19ページをお願いします。

報告第29号許可書返納届について。下記の物件は、農業委員会許可後に許可書返納の届出がありましたので報告します。令和3年10月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回、平成11年11月24日及び令和3年7月5日に転用許可いたしました2件、計899㎡について、記載されている理由により、返納届出を受理しております。

以上、報告を終わります。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

これで本日予定の議案の審議、それから報告について終了いたしました。

-----○-----

## 6. その他

○議長（下川 安君） 引き続きまして、その他に移りたいと思いますけれども、その他で皆さんのほうから何かございませんでしょうか。

○8番（本田多美子君） 8番、本田です。今、形状変更届についてちょっと見てたんですけれども、私も今度盛土をするという人がいらっしゃるので、この盛土というのは、どのくらいまでが許可相当といいますか、盛土はどのくらいまでというのは基準はあるんでしょうか。

○事務局長（小山 博君） 上限でしょうか。

○8番（本田多美子君） そうです。

○係長（松倉 司君） 事務局の松倉です。ただいまの本田委員の形状変更届の前、盛土する前の盛土の上限がどのくらいまでできるのかということに対してお答えをさせていただきます。

結論から言いますと、上限はございません。これは農地転用の場合もそうなんですけれども、法的な上限というのはございません。ただ、やはり今、形状変更届については現地調査をするようにしております。その盛土の高さもそうですけれども、盛土することで隣接地の農地に土砂が崩れないような方法をとったりとか、そ

うしているかとか、そういったのを含めて確認をしております。

この形状変更届でよくあるのが、田んぼを埋め立てて畑にしたいというケースが一番多いんですけども、どんなところから形状変更届を出していただくのかということになると、既存の畦があると思いますけれども、畦を超える以上の盛土をする場合は、形状変更届を出してくださいということに運用上しております。しかしながら、上限があるかということはありません。現地調査をして、いろんな盛土の高さであったりとか、どういうやり方をするかというのは、農業委員さんと現地でされる方とちゃんと確認しながら進めていってもらいたいと思っております。以上です。

○8番（本田多美子君） 分かりました。ありがとうございました。

○議長（下川 安君） よろしいでしょうか。ほかにございませんでしょうか。

（なしの声）

-----○-----

## 7. 閉 会

○議長（下川 安君） 何もないようですので、これをもちまして令和3年第11回農業委員会総会を閉会いたします。

慎重なる御審議まことにありがとうございました。

-----○-----

閉 会 午後3時5分



以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和3年10月5日

玉名市農業委員会会長          下川    安

農   業   委   員                      本田   多美子

農   業   委   員                      岡村   栄一